

氏名	石原明 ^{いしはらあきら}
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	論法博第114号
学位授与の日付	平成10年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	「医療と法と生命倫理」

(主査)

論文調査委員 教授 中森喜彦 教授 吉岡一男 助教授 錦織成史

論文内容の要旨

本論文は、医療技術の発達をもたらした法と生命倫理に関わる現代的問題を考察したものであり、八つのテーマを取り上げて、それぞれに一章を充てている。

第一章「生殖医療技術を考える——法的論点を中心に」では、生まれる子の福祉が常に優先的に考慮されるべきだとする基本的な立場を明らかにした上、生命の始まりとしての受精卵にも法的保護が及ぼされるべきものとし、人工授精と体外受精をもたらす親子関係の確定などの法的問題を検討した後、これらの技術の規制につき各国の状況を概観し、わが国で日本産科婦人科学会が行ってきた自主規制は内容的にも是認されるが、適切なコントロールのためにはさらに法的な規制も必要であるとして、その際家庭裁判所の関与を提言している。

第二章「性転換に関する法律問題」では、心と体の不一致に悩む真性の性転向症者に対する性転換手術や性別変更の許容性を論じるが、ドイツの判例・立法の流れを中心として各国の状況を概観し、多くの国が性転換を認める方向にあることを確認した上で、人が社会的な知的存在であることから、性別の確定にあたっては精神的・社会的要因をも考慮し、個人の人格の尊重や幸福追求権の視角からの憲法的な論議も必要だとして、わが国での社会の啓発と立法的な検討を提唱する。

第三章「人体実験・新薬開発とその規制」では、新たな治療法や治療薬の開発の裏面に発生する事件や事故の防止・救済を目指して、新薬開発のために行われる臨床試験の現状の問題点を指摘し、臨床試験をコントロールする倫理委員会のあり方を論じた上、事前の法律による規制、事後的救済のための保険制度について、ドイツの状況などを参照しつつ考察する。

第四章「エホバの証人の輸血拒否、被收容者のハンストと強制栄養」では、生命保持に必要な行動が信条に基づいて拒否されるこの2つの事例にいかに対処すべきかを論じ、前者については、患者の意思を尊重する義務とその生命を救助する義務とは、ともに憲法に由来するものであって軽重の比較が困難であり、どちらの義務を優先させても法的責任は生じないと考えるべきであるが、後者については、被收容者の生命を保持する刑事施設の義務が優越し、施設側に強制的な栄養補給の義務があるとする。

第五章「臓器移植の法律問題」では、まず、かつての角膜及び腎臓の移植に関する法律の規定を前提として、死体からの臓器摘出が許されるための要件を論じ、死体損壊罪の保護法益は、宗教感情という社会的法益だけでなく、死体の取扱いに関する死者本人および遺族の意思という個人的法益でもあり、本人と遺族の意思はともに尊重されるべきであるから、両者の意思が合致する場合にのみ臓器の摘出が認められるとする。そしてさらに、生体からの臓器摘出に関わる問題を検討し、臓器移植が公正に行われるための体制作りの必要性を論じている。

第六章「脳死の問題を考える——人の死とは何か」では、実体面における死の定義・死の判定と、現実面における死の認定・死の宣告とを分けて論じるべきだとし、脳死はdeadではなくdyingであるとして、「死にゆく人びとの生命権を守りつつ、病に悩む人びとの生存権を支える」ことが重要だとする立場から、脳死と臓器移植の二つの問題はむしろ結びつけて議論されるべきだとし、臓器提供者が事前に脳死を死と認めて臓器提供を承諾している場合には脳死を死とすることができる

とする、いわゆる脳死選択説を提唱し、これに対する批判を検討して反論を加えている。

第七章「心臓移植と脳死論——脳死移植の論点」では、前章で打ち出した脳死選択説を基礎として、1992年1月の脳死臨調最終答申、および1994年4月に提出され廃案となった臓器移植法案を検討している。まず前者については、脳死が人の死かどうかを直接に問題にするより、臓器移植に限定して脳死の取扱いを論じた方が臨調設置の趣旨に沿うものであったとし、臨調の少数意見がより妥当だとする。そして、臓器移植法案について、脳死判定および臓器提供は本人の意思によると改めべきものとする一方、臓器摘出に関して遺族の拒否権を認めている点は妥当だとしている。

第八章「尊厳死・安楽死の法的問題を考える」では、まず、精神活動能力を失った者も人間としての尊厳性を維持しているとする存在論的人格観に立つべきことを明らかにした上で、自死への自己決定としての尊厳死が許容される限界を論じ、そこでは、医師について「患者の自己決定権尊重義務」と「患者の生命保持義務」とが衝突しており、ともに憲法に由来する両義務はどちらが優越するとも決め得ないので、どちらの義務に従っても医師に法的責任は生じないとする。他方、安楽死については、苦痛除去のための処置が最後に死の惹起に至る治療型安楽死を正当化の限界とし、近年問題となっている自殺関与型安楽死は許容されないとしている。そして最後に、尊厳死・安楽死の問題は、わが国ではなお国民的論議が必要であり、立法による解決は時期尚早だと結論づけている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、現代の医療技術が投げかけている法的問題を広範囲に検討したものである。取り上げられているテーマは、人工授精・体外受精や、脳死・臓器移植、尊厳死・安楽死などこれまでも広く論じられているものに止まらず、刑事施設の被收容者のハンストと強制栄養、性転換といった特殊なものにも及んでおり、医療に関わる今日の重要問題のほとんどを含んでいるといつてよい。著者は刑事法・刑事政策の専攻者であるが、問題の検討はその専門領域に限定されておらず、民事法的考察にも及んでいる。本論文は、医療行為一般の法的取扱いを抽象的に論じたものではなく、個別的具体的問題の検討をまとめたものであるので、各問題を巡る実際の状況を明らかにすることが前提として重要となるが、著者は、必要に応じて諸外国での取り扱いをも簡明に紹介した上で自説の検討を行っており、その方法は堅実なものといえることができるとともに、読む者に問題状況の適切な概観を与えうるものとなっている。今日、医療の分野は新たな法的解決を要求する問題を次々と提起しており、この領域での研究書が状況の変化を超越した価値を主張することは困難であるが、本論文は、取り上げられたテーマの幅の広さと考察の堅実さによって、多くの類書の中でも重要な地位を与えられるべきものといえることができる。

各問題の検討においては問題意識が鮮明に打ち出され、解決を構想するに当たっては、複数の当事者の利益を調和的に考慮した穏やかな処理が導き出されている。このことは、第4章や第8章において義務衝突論による処理が提唱されていることに最もよく表れているといえよう。また本論文は、上記のように、性転換の許容性といった特殊な問題をかなり詳細に論じている点でユニークであるだけでなく、受精卵に対する現行法下での法的保護、あるいは、死体損壊罪における死者本人の意思という個人的法益の肯定を主張するなどの点において、独自の意義を有している。そして、本論文が注目されるに値する最大のものは、いわゆる脳死選択説の主張である。一般に脳死の問題は臓器移植と切り離して検討すべきものとされるのに対して、著者はむしろ、臓器移植の枠の中でのみ脳死を論じるべきだとする。臓器移植のために患者本人と遺族が是認する場合にのみ脳死を人の死と認めることができるとするこの立場は、死の概念を相対化するものとして強い批判の対象となっているが、脳死一元論に対する国民の理解が必ずしも十分とはいえない現在の状況を前提とすれば、一つの現実的な解決方法であることは否定できない。昨年7月に公布された「臓器の移植に関する法律」も、これに近い立場に立っているのである。著者はこの問題に3章をあて、多様な角度から検討を加えて自説の論証に努めている。脳死選択説は、本論文によってかなりの程度の理論的基盤を与えられたといえることができるのである。

以上、本論文は、医療に関わる今日の法的問題を広範囲に検討した書物として重要なものであり、今後さらに議論の対象とされるに値する多くの主張を含んだものであって、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認める。

なお、平成10年6月11日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。